# 危険物取扱者保安講習案内(多摩地区・八王子)

東京消防庁

消防法第 13 条の 23 の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講対象者

多摩地区に居住又は勤務する危険物取扱者で製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取 扱作業に従事している方。

なお、危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者でも、希望により受講できます。

- 2 実施日及び講習会場
  - (1) 実施日

ア 第1回 令和5年10月25日(水)

イ 第2回 令和6年2月27日(火)

- (2) 講習会場:東京消防庁八王子消防署4階防災教室 東京都八王子市上野町33番地(裏面の案内図参照)
- 3 講習時間

午前 9 時 00 分から午後 1 時 00 分まで(<u>開場:午前8時 30 分</u>) ※ 令和 5 年度から講習開始時間が変更になりました。余裕をもってご来場ください。

- 4 講習科目等
  - (1) 危険物関係法令に関する事項
  - (2) 危険物の火災予防に関する事項
  - (3) 効果測定
- 5 受講申請窓口等
  - (1) 申請場所

東京都内の各消防署、消防分署及び消防出張所(稲城市及び島しょ地域を除く。)

(2) 申請日時

月曜日~金曜日の午前8時30分から午後4時30分まで(祝休日及び年末年始を除く。)

- ア 申請の受付は、前2(1)アの第1回目の講習は、令和5年8月24日(木)から、前2(1)イの第 2回目の講習は、令和5年12月26日(火)から開始します。
- イ 申請の締切日は、原則として講習日の7日前です。

なお、定員になり次第締め切ります。空席の状況は、東京消防庁管轄の各消防署、消防分署及び消防出張所に問合せするか、東京消防庁ホームページで確認できます。

#### (3) 申請に必要な書類等



- 受講申請書・・・・申請書に必要事項を記入してください。
  - 申請書は東京都内の各消防署、消防分署及び消防出張所に準備してあります。なお、東京消防庁ホームページからダウンロードできます。
- 危険物取扱者免状
- 受講手数料 4,700 円(非課税)
- ※ 申請時に提出した書類及び手数料は、一切お返しできません。

### 6 留意事項

- (1) 講習当日は、申請時に消防署所で交付された<mark>受講票、危険物取扱者免状</mark>及び効果測定で使用する筆記具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)を必ず持参してください。
- (2) 遅刻、早退した場合は講習修了とは認められません。新たに受講申請が必要となります。
- (3) 講義中の携帯電話やタブレット等の電子機器類の使用、テキスト以外の本を読んでいた場合及び居眠り等の迷惑行為を行った場合は、講習修了と認められないことがあります。
- (4) 気象状況等により講習日時の変更など、緊急のお知らせがある場合は、東京消防庁ホームページに掲示します。
- (5) 講習会場の敷地及び建物内は、全面禁煙です。

#### 問合せ先

東京都内の各消防署、消防分署及び消防出張所東京消防庁 予防部 防火管理課 試験講習係 電話 03-3255-2945公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第一課 電話 03-5297-7383

## 《講習会場案内図》

※ 講習会場には、駐車場及び駐輪場がありませんので、電車やバス等の交通機関を利用して 来場してください。



東京消防庁 八王子消防署 所在:八王子市上野町 33 番地

#### ■交通機関

JR八王子駅南口から徒歩で約15分 JR八王子駅南口バス停7番乗り場から 八67 八90 八97のバスで「上野町三丁目」 バス停下車 徒歩約5分